

## 広島地方裁判所委員会（第7回）議事概要

### 第1 開催日時

平成18年2月14日（火）午後1時30分～午後3時30分

### 第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

〔委員〕岩倉広修，大迫唯志，小野増平，桑原悦子，下崎邦明，高橋正敏，  
竹内俊子，仲家暢彦，橋野俊子，松浦正博，松村誠，米家隆，渡邊  
清，渡辺由恵（五十音順，敬称略）

〔事務担当者〕上田事務局長，藤井総務課長，池田総務課課長補佐，北村庶  
務第一係長

### 第4 議事（発言者：■委員長，●委員，▲事務担当者，内容については別紙の とおり）

- 1 委員長開会あいさつ
- 2 新委員のあいさつ
- 3 庁内アンケートの実施結果について
- 4 裁判員制度関連データ等の説明
- 5 11月1日開催の裁判員模擬裁判の結果報告
- 6 裁判員制度導入に関する意見交換
- 7 次回の意見交換のテーマについて

「裁判員制度全国フォーラムの報告及び今後の裁判員制度に関する広報活  
動について」

### 8 次回期日等

日 時 平成18年6月15日（木）午後1時30分から2時間の予定

場 所 広島地方裁判所大会議室（南棟3階）

(別紙)

### <委員長あいさつ>

(委員長より開催のあいさつがあった。)

### <新委員あいさつ>

(新委員からあいさつがなされた。)

### <庁内アンケートの実施結果について>

(事務局から庁内アンケートの実施結果について説明がなされた。)

- ▲ 庁内アンケートで寄せられた意見については、その都度、該当する部署等に伝達したが、一応の実施結果を踏まえて、今後どのような対応をすることが可能なのか検討したい。  
また、アンケートの集計結果等については、当庁のホームページに掲載を予定している。
- アンケートでは、概ね好意的な意見が寄せられているが、法廷での声が小さく遣り取りが聞き取りにくいという指摘もある。裁判官や弁護士の声が小さくて分かりにくいということであろうが、今後、努力して改善していく必要があるのではないか。
- そのような意見は検察庁でも聞いており、検察官の訓練や研修を行って努力しているところである。
- 傍聴席から裁判官の席が遠いということもあろう。高齢の人は聞き取りにくいということもあるので、設備的にも工夫していく必要があるのではないか。
- 合議事件用の法廷では音響設備を使用しているが、今の点は裁判官にも注意喚起を行っていきたい。
- 正面玄関の点字ブロックについて、守衛の案内所まで延ばす必要があるのではないかという記載があるが、とても必要なことではないかと思う。また、予算的、スペース的な問題もあろうが、身障者用の控室の充実も必要だと思う。例えば、1階にある当事者控室のドアなどは、ドア

を開けるのにも力がある感じがする。車椅子などの人には入りにくいのではないか。

また、裁判所全体の雰囲気をよくするために、もっと絵を置くなどの工夫をしたら良いのではないか。

▲ 点字ブロック設置については、設置に一定のルールがあると認識しているが、庁舎管理庁でもある広島高等裁判所と協議をして対応を検討したい。身障者用の控室を新設することは、スペース的に難しいと思われるが、今ある控室を改善できるか検討したい。

● 裁判を傍聴していて気になるのは、裁判官や弁護士は日常的な言葉を使っているのに、検察官の使う言葉の中に日常使われていない言葉がしばしば出てくることである。その点、検察庁ではどのように考えているのだろうか。

● 現在改善中である。ただ、これまで何十年もかけて定着したという事情もあり、なかなかすぐにはいかないのが現状である。本日、そのような意見が出たことは、広島地検へも伝えておく。

なお、検察庁では一般市民によるモニター制度というものを取り入れている。事件ごとにモニターに裁判を傍聴してもらい、その後に意見や感想を聞き反映させるという試みをやっている。

■ 庁内アンケートについては、平成17年の7月1日から12月末までの半年間実施し、今後、これを裁判所の運営に生かそうと検討しているところである。とりあえず、この庁内アンケートの実施については終わりとし、結果については、当庁のホームページ上に掲載するというところでよろしいか。

委員了承

#### <裁判員制度関連データ等の説明>

■ 平成21年5月までに始まる裁判員制度について、この制度が広島で実施された場合の大まかなイメージとして、主にアクセス面での県民の負担や裁判官や弁護士等の数、必要な設備等の問題を捉えたデータを用意したので説明させていただきたい。

(事務局によるデータ説明)

- 裁判官や弁護士の数から、果たして支部で裁判員裁判を行うことが可能なのか、また、法廷であるとか裁判員候補者の控室であるとか、人や施設に国家予算をどれだけ使う必要が出てくるかという問題の所在が説明できたと思う。

また、裁判官の数に関しては、裁判員法35条にある異議申立ての審理は合議体で行わなければならないという制約から、裁判員制度に対応するためには、その庁で2か部を設置しなければいけないのではないかという問題についても併せて説明させていただいた。
- 今回予定されていた広報の問題とは異なる裁判所へのアクセスの問題、人的・設備的な問題の提起であると思うが、例えば福山で裁判員裁判をするためには、その為の人員をもっと増やせば対応できるのではないのか。
- 弁護士の場合、基本的にはその事件がある地区の弁護士会に所属する弁護士が事件を担当することになるので、支部の弁護士の数からすると数字的には厳しい。ただし、その枠組みを外すことができるのであれば、広島県の弁護士が支部に支援に行けることになる。

それにもう一つ、司法支援センターという新しい制度が本年の10月から始まるのだが、その支部を福山にも作ろうかとも考えられている。そのような環境が整うようであれば、弁護士会としても協力はできると考えている。
- 要はお金の問題であるが、国はお金を出せるのか。
- 裁判官の数であるとか、弁護士の数であるとかは、私たちには分からないし、今この委員会で検討するべき問題ではないという気がする。

もう少し裁判所内部で検討し、問題点を整理してから地裁委員会で提起すべきではないのか。
- 裁判員制度を実施する場合、国民が参加しやすい方法で行うことが大切であろう。それをフォローするのに必要であれば、支部の裁判官を増やすなり、裁判官が広島から出向くなりの方を考えれば良い。
- 私は消費者の立場からこの委員会に参加していると理解しているが、

この制度は国民に負担を強いるものであるから、参加しやすい裁判員制度というものを国民に広く示すべきなのではないかと思う。制度を導入するのであれば、受け皿がきちんとできてから実施すべきではないか。

● 私は、この委員会は裁判所が変わろうとしていることを市民に伝える橋渡し役であると考えている。予算を何に使うのかという問題については、何とも言えないのではという気がする。

● 県民の協力を得るために、何を私たちに相談してもらうのかということだが、まず、裁判所が一番困っている問題から相談していただいた方がよいと思う。

■ 裁判員制度を実施するにあたり、こういう問題もあるのだということを理解してもらい、その上で今後の広報活動等について議論していただきたいと考え、アクセスの実状等を紹介させていただいた。

今の御意見を参考にして、今後どのような形で問題提起をするか検討していきたい。

### < 11月1日裁判員模擬裁判の結果報告について >

■ 当庁では、平成17年11月1日に裁判員制度による模擬裁判を実施したが、本委員会の委員2人にも裁判員役として参加していただいた。これから、その時の模擬裁判の様子を記録したビデオを見ていただき、その後、参加していただいた委員の方からご感想を伺った上で、今後の模擬裁判のあり方について皆さんの御意見を賜りたい。

(模擬裁判ビデオを上映)

● 私は、この模擬裁判に参加したが、人を裁くことはとても重いと感じた。しかし、最初は緊張していたが、裁判官から「私の視点、私の言葉」で参加していただければよい。」と言われ、ちょっとほっとした。模擬裁判自体も、裁判官、検察官、弁護士らがプロジェクターを用いて、分かりやすく行われたと思う。評議についても、和気あいあいと話しやすい雰囲気を作ってもらい、意見を出せる状況であったし、これなら参加できるかなと感じた。

● 私個人の思いとしては、この模擬裁判で判決まで行って欲しかった。

内容的には、検察官、弁護士は、冒頭陳述から私たち素人でも分かるようにとパワーポイントを用いてビジュアル化していたので、分かりやすかったように思う。

今回の模擬裁判は、被告人の殺意の有無が争点であったと思う。私としては、人の話を聞きながら、殺意の有無について自分の考えを持てればよいと思って聞いていたが、評議の中ではいろいろともめた。当初は被告人がうそを言ったり、言ったことに食い違いがあるかもしれないという認識があまりなく、本当に殺意があったのかどうかという点ばかりを考えて一生懸命聞いていたが、評議の中では、どのように包丁が刺さったのかとか、こんな刺さり方はしないという話が出た。私としては殺意の有無だけが争点なのに、事実認定のためにそこまで議論するのかということを経験長に聞いたりしたが、ひよっとするとちょっとずれていたのかなと反省もしている。その辺の、評議というか、進行の意図が分からず、どこをどう聞けばよかったのかが分からなかった。私たちはプロではないので、裁判員となる方に、心得というかマニュアルの整理というか、そういうものが必要だと考える。

現在のアンケートでは、裁判員なんてできませんという人もいるだろうが、感想としては、おそらく裁判員になれば、国民として真摯に取り組んで、適切な判断をするのではないかと思う。あとは、今言ったようにマニュアルやガイダンスをきちんと整備すれば、裁判員制度は十分に成り立っていくという印象を持った。

● 本制度においては人証が中心となると思うが、検察官も弁護士も人証でいかに事実を引き出すかという点が難しいと思う。ただ、そうであっても、細かい点や微妙なニュアンスなどが問題となると、客観的な証拠とかが必要となるだろう。それも何らかの方法で考えていかないといけないと考える。

■ 全国各地の裁判所で模擬裁判が行われているようだが、場所によっては判決まで行った庁もあるようだ。ただ、裁判長がむりやり引っ張っていったという意見もあって、各庁なかなか苦勞しているようである。

今後の模擬裁判のやり方とか、県民の皆さんにお知らせする方法とか、

御意見を伺いたい。

- この模擬裁判は、一般の人に公開で行われたのか。
- 半公開というか、傍聴人は裁判所、検察庁、弁護士会がそれぞれ確保した。
- 検察庁の傍聴人には6対4の割合で市民の方にも入ってもらった。
- 弁護士会は、すべて弁護士が傍聴した。
- 私は仕事の都合上参加できなかったが、今のビデオを見てとても関心を持った。やはり、この制度がどういうものであるのかを直接知ってもらうことが重要であると思うので、会場の問題もあろうが、できるだけ、模擬裁判を見てもらうことで関心を持ってもらうのが良いと考える。
- 裁判員役を公募することについて、何か御意見はないか。
- 関心がある人はもちろん、いろんな地域、あらゆる年代、いろんな職業の人から選ぶことがよいし、大切であると思う。
- 法廷の場面だけのビデオを作成し、それを市民の人に見てもらって評議だけをしてもらう、あるいは〇×形式で評議に参加してもらうというようなことをやれば、かなりの数の人が模擬裁判を体験できるのではないか。
- 学校へ行って模擬裁判の出前をすることは可能なのか。ビデオを上映するより、実際に模擬裁判をやったほうがより緊迫感が出ると思う。
- 出前で模擬裁判をすることは、人の確保や移動の面でかなり大変ではないかという気がする。今のビデオを使って模擬裁判をやるという意見についてはどうだろうか。
- 学校教育の中で模擬裁判のビデオやDVDを見せることは良いことだと思うが、難しいのはその素材だと思う。殺人事件などは学生にはどうかと思われるので、中学生向け、高校生向けに事件の内容も考えなければいけないと思う。
- 模擬裁判はぜひ外の施設でやっていただきたい。裁判所、検察庁、弁護士の法曹三者が街中に出て行くということが大切である。「あなたの町に裁判所が来ました。」というキャンペーンを行ったらよいのではないか。

- 広島では法曹三者で広報推進協議会を立ち上げ、先日もマツダの社員500人に集まってもらって出前講座を行った実績がある。今のキャッチフレーズは是非いただきたい。

次に、模擬裁判に参加した参加者の感想や体験を含め、模擬裁判の様子を生々しく報道に載せてもらうためには、どのような工夫が必要かという点について御意見を伺いたい。
- 今回の模擬裁判では、マスコミの取材は何社あったのか。
- ▲ テレビについては1社だけだが、新聞は各社が取材した。
- それは文字による報道と映像による報道の違いが出てきていると思う。文字による報道では匿名性というものがかなり守られる。反面、映像は絵として撮らなければならないことから、評議室の中でどんな話が出て、どういうプロセスで結論が出たのかということが一番注目される。今回はそこが非公開であったため、テレビでは報道素材として成り立たなかったのではないかと思う。今後は、評議も公開の方向でやっていく必要があるのではないか。
- 地裁委員に模擬裁判の裁判員をしていただくという企画をした場合、皆さんの参加は可能だろうか。
- 時間の調整が問題ではある。
- 時間さえ都合が付けば参加していただけるということによろしいか。
- 私はぜひ参加したい。この委員会に参加させていただいて、私も初めの意識とは変わってきている。私も国民の皆さんに裁判員制度を伝えていきたいと、そのように思っている。

#### <裁判員制度に関する意見交換>

- 前回、なぜ裁判員制度が導入されるのかという質問があったが、これについては繰り返し意見交換を行うべきテーマだと考えている。再び御意見を伺いたい。
- どうして裁判員制度というものが突然出てきたのか、私の感覚では、これは国民の要求ではないと思う。検察庁などは絶対出さないだろうし、裁判所や日弁連が出すものでもないという気がする。一体どこから出て

きたものなのか、それを説明していただかないと、いきなり国民の権利として裁判員制度ができましたと言われても奇異に感じてしまう。その説明があって、納得して、それで議論が大きく展開していくと思う。

- 弁護士会では司法への国民参加ということを書いてきた。それには国民に司法というものを身近に感じてもらいたいという思いがある。刑事事件にしても民事事件にしても、どこかで誰かがやっているということで良いのか、あるいは、本当に裁判を法曹三者だけで、法曹三者の感覚だけで運営していいものかということが、刑事事件で、特に陪審制度を導入したらどうなるだろうかという形で議論されていた。裁判は、結局、納得ということでしかないのだから、社会的経験の少ない法曹が集まって、その経験則だけで事実を認定していくことで良いのか、それよりもいろんな経験をした人がたくさん集まって、その経験を出し合うことで、事実を認定していく方が、みんなの納得が得られるのではないか、そのような議論の中で、陪審制度とは別の、裁判官も裁判員も一緒にやっていく、裁判官の信頼も生かした、日本独自の裁判員制度というものが生まれたのだろうと考えている。

- 想像でしかないが、犯罪があって、その中で被害者の心情というか、被害感情の連鎖が続く中で、国家権力によって一定の刑罰を与えて、それで納得しなさいと言われてもなかなか連鎖が断ち切れない。それを断つために、国民の意思を取り入れることで、ある程度被害者感情が緩和されるという効果が期待されているのではないか。

- そういう効果もあるとは思いますが、どういう刑罰を与えるかという点についても、裁判官と裁判員が一緒に決めることになっているのは、専門家のバランス感覚だけではなくて、国民の感覚をその中に生かしたいということだと思う。

- 民主主義の下では、何でも自分たちで決めていく、自分たちも参加していくということが大切と考える。

それと、司法試験という難しい試験に合格し、とても狭い世界の中で生きてきた裁判官や弁護士だけではなく、いろんな生き方、いろんな経験をしてきた人たちが裁判に参加した方がより良いのではないのか。建

前向きかもしれないが、それが基本かなと考える。

- この法律は議員立法ではないと思ったが、小泉内閣の構造改革や各政党のマニフェストの中にも裁判員制度のことは出ていなかったと思う。日弁連の方も、裁判員制度のことを一番に言うてはいなかったのではないかな。どうしても、いきなり出てきたという感がある。
- 法曹三者の中では、陪審員制度の話は以前から議論されてきており、唐突に出てきたものではない。ただ、司法界の話というのはマスコミにもあまり出なくて、そのあたりの広報はできていなかった。例えば被疑者段階で国選弁護人がつくという制度や、司法支援センター設立の情報も行き渡ってはいない。そういう意味でも、国民に参加してもらって、見える状態にして、一緒に考える、そのような制度として裁判員制度というものが生まれてきたんだと思う。
- 特定の政党とか、特定の団体の案ではなく、司法制度改革審議会の中で出て、その中で具体化されていったと言える。
- 我々マスコミもあまり勉強しておらず、報道が地味であったという反省がある。

ただ、この制度は権力者にとっては歓迎すべきものではなく、その意味で、私たちが押し付けられたものではないと思う。私としては、法学者や一般有識者の中で、地道にいろんな議論がなされて出てきたものだという認識を持っている。
- この問題については、折りにふれてこの委員会で議論していきたいと考えている。

#### <次回以降のテーマ及び日程について>

- 最後に次回のテーマと日程を決めたいが、その関連で、出前講座の実施状況について、事務局から説明をさせていただきたい。
- ▲ 席上に配布させていただいた資料は、平成17年から同18年の出前講座の実施状況であるが、御覧のとおり、実施場所が一部の地域に遍在していることがお分かりいただけると思う。また、実施対象としては、公民館や学校が多く、勤労者や経営者を対象とした出前講座の輪がなか

なか広がらない状況にある。

- これまでの出前講座への参加者は、約2500人から3000人になるが、広島の有権者数230万人から見れば非常に乏しい数字である。これまでの広報が本当のニーズに沿っていないとすれば、今後どのように広報活動を展開すべきであるか、裁判所としても問題意識を持っており、ぜひ委員会の方にお知恵を拝借したいところである。

次回の意見交換のテーマであるが、裁判所では、昨年、各地で「裁判員制度全国フォーラム」を実施した。ここ広島でも開催し、とてもよい内容のフォーラムが実施できたと思っている。今回は、その全国フォーラムについての報告をさせていただき、その報告を踏まえて、今後の広報活動の展開について御意見を伺うということではいかがか。

委員了承

- 日程については、6月15日（木曜日）の午後1時30分から、場所はこの大会議室ということではいかがか。

委員了承

(以上)